

アジア通貨建送金・カレンシーガイド

〈アジア通貨建送金における注意点〉

1. アジア通貨建送金（インドネシア・ルピア、インド・ルピー、韓国ウォン、台湾ドル、ベトナム・ドン）にて取扱う通貨や送金には、各国通貨当局の外国為替管理規制により様々な取引制限がございます。また、各国の規制内容の変更により、送金できないケースもございます。
2. 以下の点について、事前にお受取人にご確認ください。
 - I. 受取銀行から当該通貨での入金が可能であることの確証を得ていること。
 - II. 該当国通貨当局の許可が必要な場合は、お受取人が当該通貨での受取について許可を得ていること。
3. アジア通貨建送金では送金中継銀行を経由すること（※）、また各国通貨当局の規制により受取銀行での確認手続きが発生する場合があること等により、米ドル等の主要通貨での送金よりも着金までに追加的な時間を要します。

※送金中継銀行を経由することで 1～2 日間の追加的な時間を要します。
4. 送金代り金のお支払いは円貨（送金日当日の為替レートを適用）からのみとなります。また何らかの事由により、お受取人口座に入金できず資金返却や組戻しとなる場合、送金中継銀行からは日本円で返金となるため、為替差益や為替差損が発生します。

【免責事項】

この「アジア通貨建送金・カレンシーガイド」（以下、「本ガイド」）に含まれる情報は、本ガイド記載のアジア通貨建送金（以下、アジア通貨建送金）をご利用のお客さま（以下、「お客さま」）に対し、一般情報の伝達のみを目的に提供するものです。当行は、信頼できる情報を入手するために相応な努力をしていますが、それが正確、最新、または完全であることを断言も保証もしません。現地の法律で別段の規定がない限り、お客さままたはお客さまの送金の受取人は、アジア通貨建送金の取引に関連して必要とされる書類提示について責任を負います。当行は、本ガイドに含まれる情報または本ガイドで参照した情報の使用、不使用、または何らかの形での依存に基づくいかなる損失についても責任を負いません。本ガイドに記載した国にはさまざまな必要提示書類があります。またそうした国の外国為替管理規制が変更されることもあります。したがって、アジア通貨建送金の取引を実行する際には事前に、当行営業店窓口、または市場国際部外為集中店にご相談ください。

インドネシア・ルピア (IDR)	
制度の概要	インドネシア国内居住者への仕向送金が目的であれば、IDR を購入することができます。一方で、インドネシア非居住者宛ての送金はできません。
	IDR のインドネシア国外の受取人への送金は認められていません。
	被仕向送金は中央銀行への報告が求められます。為替管理規制により、資金を自由にインドネシア国外に持ち出すことはできません。
	送金目的が Investment（資本金、不動産投資、親子間ローン等）の場合、個別対応となり、1 週間程度の審査期間が必要となりますので、事前にご相談ください。
必要とされる特別な書式や関連資料	受取人の口座番号が 14 桁超の場合は受付できません。
	受取銀行の SWIFT CODE を明記してください。
	IDR は現地マーケット慣習に従い、小数点以下の金額は取扱できません。
	送金目的は決められたリストの中から選択する必要があります。詳しくは店頭にてお尋ねください。
	受取人は、同国の為替管理規制および該当する現地銀行法に違反しないように、受取銀行等に資料の提示を求められた場合、それに従わなければなりません。

インド・ルピー (INR)	
制度の概要	インド国内居住者への仕向送金が目的であれば、INR を購入することができます。一方で、インド非居住者宛ての送金はできません。
	資金は通常、入金日の翌営業日より引き出し可能になります。
	商品およびサービスの対価以外の支払の場合、送金人または受取人が追加の情報を提示しなければならないことがあります。
	送金目的が Investment（資本金、不動産投資、親子間ローン等）の場合、個別対応となり、1 週間程度の審査期間が必要となりますので、事前にご相談ください。
必要とされる特別な書式や関連資料	受取人の口座番号が 34 桁超の場合は受付できません。
	INR の取組可能最低金額（1 件）は INR500 です。
	全送金に必ず送金目的とパーパス・コード（P から始まる送金目的コード）を明記する必要があります。
	電信送金には IFSC コード（受取銀行の支店を識別する 11 桁の英数字コード）が必要です。

韓国ウォン (KRW)	
制度の概要	KRW1 億 2,000 万を超える送金する場合、送金目的を証明するため、最終受取人が関連資料を提示しなければなりません。資料はドイツ銀行ソウル支店が要請し、チェックします。
	為替管理規制により、資金を自由に韓国国外に持ち出すことはできません。したがって、組み戻しには追加の認可と報告が必要です。
	送金目的が Investment（資本金、証券/株式、不動産投資、親子間ローン等）の場合、個別対応となり、1 週間程度の審査期間が必要となりますので、事前にご相談ください。
必要とされる特別な書式や関連資料	KRW の取組可能最低金額は KRW50,000 です。
	KRW は現地マーケット慣習に従い、小数点以下の金額は取扱できません。
	KRW1 億 2,000 万を超える送金する場合、受取銀行での書類手続きを迅速に行う為に、受取人の E-MAIL と電話番号とコンタクトパーソン（法人の場合、担当者名）に関する情報をご提示願います。送金依頼書の『お受取人へご連絡する事項』欄にご記入願います。
	受取銀行の SWIFT CODE を明記してください。
	受取人口座にはハイフンやスペースを含まないでください。
	受取人口座は、KRW 建て口座のみ可能です。
	非居住者口座宛て KRW 建て送金については、ドイツ銀行ソウル支店にある KRW FREE WON 口座宛てのみ可能です。
	KRW600 万を超える送金かつ、受取人が個人の場合、政府発行の受取人の ID 番号(13 桁) か、パスポート番号をご提示いただきます。
	KRW600 万を超える送金かつ、受取人が法人の場合、政府の納税者番号/納税登録番号(10 桁) をご提示いただきます。
	受取人は、韓国国内の為替管理規制および該当する現地銀行法に違反しないように、受取銀行等に資料の提示を求められた場合、それに従わなければなりません。

台湾ドル (TWD)	
制度の概要	台湾国内居住者への仕向送金が目的であれば、TWDを購入することができます。一方で、台湾非居住者宛ての送金はできません。
	組み戻しは、誤って送金された、または為替取引の取消の場合でも、手続きは複雑で時間を要する場合があります。（通常、資金返却に数週間かかります。）
	被仕向送金は中央銀行への報告が求められます。
	為替管理規制により、資金を自由に台湾国外に持ち出すことはできません。
	送金額がTWD500,000 以上の場合、受取人は、被仕向送金申告書を作成し、支払の正当性を証明する関連資料を提示する必要があります。支払銀行等は完成された申告書および書類を受領後、資金をリリースし、通常は送金が当日中に決済されます。送金取消を避けるため、書類手続きは通常 10 営業日以内に完了する必要があります。提出が遅れた場合、送金資金は返金されます。
	給与及び商品・サービスの支払が目的の場合のみ送金可能です。
	送金目的が Investment（資本金、不動産投資、親子間ローン等）の場合、個別対応となり、1 週間程度の審査期間が必要となりますので、事前にご相談ください。
必要とされる特別な書式や関連資料	受取人のフルアドレスの記入が必要です。
	TWD は現地マーケット慣習に従い、小数点以下の金額は取扱できません。
	受取人は、同国の為替管理規制および該当する現地銀行法に違反しないように、受取銀行等に資料の提示を求められた場合、それに従わなければなりません。
	受取銀行での書類手続きを迅速に行う為に、受取人の電話番号とコンタクトパーソン（法人の場合、担当者名）に関する情報をご提示願います。送金依頼書の『お受取人へご連絡する事項』欄にご記入願います。

ベトナム・ドン（VND）	
制度の概要	ベトナム国内居住者又は、VND 建非居住者口座への仕向送金が目的であれば、VND を購入することができます。
	被仕向送金は中央銀行への報告が求められます。
	送金目的が Investment（資本金、不動産投資、親子間ローン等）の場合、個別対応となり、1 週間程度の審査期間が必要となりますので、事前にご相談ください。
必要とされる特別な書式や関連資料	受取銀行の SWIFT CODE を明記してください。
	受取人の詳細な住所が必要です。
	VND は現地マーケット慣習に従い、小数点以下の金額は取扱できません。
	SOURCE OF FUNDS（送金原資）の情報がが必要です。
	受取人が居住者かつ個人の場合、生年月日と、シチズン ID 番号と電話番号（ベトナムの居住者が保有している番号）が必要です。
	ベトナム在住の外国人が受取人の場合、ベトナムの在留許可証と受領目的を示す書類の提出を、受取銀行から要求される場合があります。要求書類は就業許可証、雇用契約書、請求書なども含まれます。

アジア通貨建送金の内容等、詳細につきましては、当行営業店窓口、または市場国際部外為集中店にご連絡下さい。

株式会社百十四銀行
市場国際部 外為集中店
電話：087-836-3670